



# 宮 崎 県 公 報

令和8年3月23日(月曜日) 第698号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

- 公金の徴収に関する事務の委託…………… (企業振興課) 1
- 道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 1

頁

### 公 告

- 道路の供用の開始 (3件) …………… (道路保全課) 1
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… ( “ ) 2
- 土地改良区連合の定款変更の認可…………… (団体指導検査課) 2
- 建築士免許の取消し (2件) …………… (建築住宅課) 2

## 告 示

### 宮崎県告示第 211号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務 (以下「公金事務」という。) を次のとおり委託した。

令和8年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
公益財団法人宮崎県機械技術振興協会	宮崎県延岡市大武町39番地82

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等機械技術センター使用料及び手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年2月3日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和8年2月3日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間  
令和8年2月3日から令和11年3月31日まで

### 宮崎県告示第 212号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年3月23日から同年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字塚ノ	旧	7.0～ 7.7	22.8

		谷5954番5地先から同郡同町同大字同字5951番3地先まで	新	9.0～ 10.0	22.8
--	--	--------------------------------	---	--------------	------

### 宮崎県告示第 213号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年3月23日から同年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字馬生木6043番1地先から同郡同町同大字同字6043番3地先まで	旧	7.0～ 7.7	14.1
				新	7.2～ 12.0	14.1

### 宮崎県告示第 214号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年3月23日から同年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字塚ノ谷5954番5地先から同郡同町同大字同字5951番3地先まで	令和8年3月23日

**宮崎県告示第 215号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年3月23日から同年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字馬生木6043番1地先から同郡同町同大字同字6043番3地先まで	令和8年3月23日

**宮崎県告示第 216号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年3月23日から同年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
304	県道	木城高鍋線	児湯郡木城町大字椎木字出店4182番14地先から同郡同町同大字同字	令和8年3月23日

			4182番13地先まで	
--	--	--	-------------	--

**宮崎県告示第 217号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年3月23日から同年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	木城高鍋線	児湯郡木城町大字椎木字出店4182番14地先から同郡同町同大字同字4182番13地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年4月7日

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）から令和8年2月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

建築士法（昭和25年法律第 202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和8年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 免許の取消しをした年月日

令和8年3月6日

2 免許の取消しを受けた建築士

(1) 氏名

高橋 寛光

(2) 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

(3) 登録番号

宮崎県知事登録第3837号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2の規定により、二級建築士が死亡した旨の届出があったため。

建築士法（昭和25年法律第 202号）第9条第1項の規定により、  
建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和8年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 免許の取消しをした年月日

令和8年3月6日

2 免許の取消しを受けた建築士

(1) 氏名

中武 幹雄

(2) 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

(3) 登録番号

宮崎県知事登録第4261号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2の規定により、二級建築士が死亡した旨の  
届出があったため。

--	--